

資料 1 地方自治体等と法テラスの連携の例

- 1 地方自治体等の相談窓口との連携の例 ————— 1
- 2 法テラスと関係機関との人事交流の例 ————— 5

1 地方自治体等の相談窓口との連携の例

■ 指定相談場所相談

- 多くの指定相談場所の相談予約受付は、法テラスホームページ上の予約フォーム又は電話（法テラスの地方事務所又は支部が対応）で行っている。

相談当日は、指定相談場所となっている機関（市役所や社会福祉協議会など）の職員が相談票の記入補助や弁護士の待機する相談室への案内といった相談者対応を行うことが多い。

■ 受付代行型の例：江戸川区サポート相談

- 東京都江戸川区において実施されている取組。指定相談場所である同区区民相談室での法律相談（民事法律扶助を利用）について、その申込みの受付と資力要件の確認等を、法テラス職員ではなく、同区職員が行うもの。

なお、法律相談の受付事務を担う同区職員には、法テラス職員が、法テラスの法律相談制度の概要について研修を実施している。

- 利用フローに多少の差異はあるものの、江戸川区と同様に、法律相談の予約受付の代行を行ってもらえる指定相談場所は複数あり、例えば、次のような福祉機関や国際交流協会等から協力を得ている。

- ・ 住田町社会福祉協議会（法テラス岩手）
- ・ 岐阜県国際交流センター（法テラス岐阜）
- ・ 可児市国際交流協会（同上）
- ・ 大垣国際交流協会（同上）

※国際交流センター・国際交流協会においては、外国語話者からの予約申込みについても対応

対象

江戸川区内在住・在勤・在学の方
資力などの利用条件に該当する方
(詳しくは裏面参照)

相談日時

毎週月曜日・木曜日（祝日・年末年始を除く）
9時30分～12時/13時30分～16時
事前予約制/対面相談のみ/1回30分まで

相談場所

グリーンパレス 本館 2階 区民相談室

申し込み

電話番号 区民相談室
受付時間 9時～16時（日曜・祝日・年末年始を除く）
お気軽にお問い合わせください

ともに、生きる。

江戸川区

法テラスの無料法律相談

江戸川区
法律サポート相談

借金 離婚 相続
労働 セクハラ DV など

予約制

電話番号
受付時間 9時～16時
(日曜・祝日・年末年始を除く)

江戸川区 法律相談 検索

法テラスとは…
国が設立した公的な法人です。経済的な理由で弁護士などに相談できない方を援助しています。

相談の手順

1 区民相談室へ電話する
03-5662-7684
グリーンパレス 本館 2階
受付時間 9時～16時
(日曜・祝日・年末年始を除く)

相談の概要やご利用条件などについて確認させていただき、法律相談の予約をお取りします。
だれに相談すればいいかわからないときでも、まずは「区民相談室」にご連絡ください。

2 弁護士の無料相談を受ける

予約した相談日に、法テラスと契約した弁護士が無料で相談にお応えします。
※「区民相談室」にて対面での相談を行います。
※相談は1回30分、同一問題につき3回まで利用できます。

3 弁護士に依頼し解決に向かう

相談の結果、弁護士に依頼する場合は、収入・資産などの審査の上で、法テラスによる弁護士費用等の立替えが利用できます。
※立替えを利用した弁護士費用等は、弁護士への依頼後に月々の分割で法テラスにご返済いただきます。
※生活保護を受給している場合など、申請により返済が猶予・免除となる場合があります。

相談のご利用条件

1 江戸川区内在住・在勤・在学であること
※「現住所」「勤務先」「通学先」のいずれかが区内であれば結構です。

2 収入・資産が一定額以下であること
原則として申込者と配偶者の収入・資産を合計した金額で判断します。
※夫婦間の争いなどの場合は申込者のみの金額で判断します。
※医療費、教育費などの出費は、相当額が控除されます。

◆収入等の基準
(月収(賞与を含む)手取り年収の1/12)の目安)

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
200,200円以下 (253,200円以下)	276,100円以下 (344,100円以下)	299,200円以下 (384,200円以下)	328,900円以下 (420,900円以下)

※東京23区内の基準値です。
※()内は療養・住宅ローンなどを負担している場合の限度額です。

◆資産の基準
(現金・預貯金の合計額の基準)

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

相談以降 弁護士費用立替えの条件
※詳細は法テラス東京(☎0570-078301)にご確認ください。

●上記の収入・資産の基準を満たすこと
※資産の基準には、不動産(自宅や賃貸物件を除く)・有価証券なども含まれます。

●勝訴の見込みがないとはいえないこと

●民事法律扶助の趣旨に適合すること

(江戸川区HPより)

1

1 地方自治体等の相談窓口との連携の例

■ 職員派遣型の例：法テラス明石市役所内窓口の開設

明石市役所内において試行的に法テラスの出張窓口を開設したもの。

法テラスと明石市との間で協定及び覚書を締結し、試行期間を２年間で定めて、自治体との連携のパイロット事業として窓口を設置した。

同市の相談窓口にご相談に来られた方について、同市職員がその法的支援の必要性に気が付いたときや、同市が実施する無料法律相談の担当弁護士が直接受任はできないものの弁護士の紹介が必要であると判断したときに、法テラスの出張窓口につないでその場で情報提供や無料法律相談の予約を行うなど、自治体の窓口業務と法テラスの支援をワンストップで届ける取組として実施。

設置期間 平成26年（2014年）5月9日

～平成28年（2016年）3月30日

開設日時 毎週火曜・水曜・金曜（祝日及び年末年始を除く）

午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

体制 開設日に、法テラス兵庫地方事務所の職員 1 名を派遣して対応

開設日時以外の平日の時間帯は、当該職員は明石市の業務について研修を受講

利用件数 情報提供サービス利用件数 1839件

法律相談受付件数 524件

広報あかし

http://city.akashi.jp/

no.1164

5月15日

平成26年(2014)





明石市役所
〒673-8686
兵庫県明石市日下町1番1号 ☎079-12-1111

市役へのご意見・ご要望は…

 市民相談課 ☎079-16-5050
 総務課 市民窓口 ☎079-17-4040
 上野、土曜、月日と年末年始を除く

休日・夜間の救急医療は…

 救急医療センター ☎079-27-0119
 警察本部救急センター ☎079-27-4999
 消防本部救急センター ☎079-18-5664

市役所内に **法的トラブル解決・素早くサポート**

法テラス窓口 オープン



今年9月9日、「日本司法支援センター（法テラス）」が市内の市役所に窓口を開設。市はこれまでも弁護士による法律相談や、多重債務、離婚、労働問題などに関する一般相談について、法テラスを協賛するところが多かった。これまで法テラスを利用するためには神戸や姫路まで行く必要があった。市役所の皆さんに最も身近な市役所内に法テラス窓口が設置されたことで利用しやすくなり、法的トラブルを抱えた人の問題解決に向けて、素早くサポートすることができるようになります。

今回は、市役所内に新しく開設した法テラス窓口について紹介します。

お問い合わせ・市役所相談 ☎TEL918-5902

法テラス市役所内窓口では、次のようなことをしています。

- 各種法律相談・相談窓口の案内
 法的トラブルの発生に際して、近隣の紹介や専門的に相談できる関係機関を案内します。
- 無料法律相談の予約受け付け
 経済的に余裕のない人が法的トラブルに遭ったときにも利用できる「無料法律相談」の手続きの受け付けをします。
- 法律相談者の生活の困窮のある方保護のための取り次ぎ
 法律相談者が法律相談などの支障を及ぼす場合、困窮の状況に応じて、経済的援助支援の経路や理解のある弁護士を紹介しています。



「法テラス」ってどんなところ？

日本司法支援センター（法テラス）は、国によって運営されています。法的トラブルの解決のための「総合案内所」です。法的トラブルの解決に必要な様々なサービスを無料で市民に提供すること、法律相談の「見える化」となるための活動を全国で行っています。

〒673-8753

【開設場所】市役所本庁舎2階 市民相談窓口
 【開所時間】年・土・金・水曜日（祝日・年末年始を除く）
 午前9時～正午、午後1時～5時

TEL 050-3383-1104

FAX 918-0086

※開所時間以外にかかってきた電話は、「法テラス兵庫地方事務所」に転送されます。

情報車
あかし市民相談（保存版）



市の人口と世帯数

AC市人口279,700人（143人1km²）

世帯数149,377世帯（1.9世帯1km²）

人口密度1,913.7世帯/1km²（35世帯1km²）

編纂・出版した方々の「明石の市民新聞」
 協力して下さった方々へ、心より感謝いたします。

(明石市より提供)

1 地方自治体等の相談窓口との連携の例

■ 支援者との連携の例

○ 支援者同席による法律相談

地方自治体や社会福祉協議会等との連携の一環として、支援に当たっているこれらの機関の職員に、本人の同意の下で法律相談に同席してもらうことがある。

メリット

- ・ 支援者が把握している情報を弁護士にも共有することで、限られた法律相談の時間内で法的課題の解決の見通しを立てることができる可能性が高まる。
- ・ 相談の結果、何らかの法的手続が必要となった場合にも、支援者と情報を共有した状態から手続を進められる。
- ・ オンライン相談を実施する際の機器の操作や法律相談の予約といった手続面でも、支援者が関与することによりスムーズに手続を進めることができる。

無料

筑前町にお住まいの方の
オンライン法律相談
筑前町リモコ
第3水曜日 13:30~15:30

リモコは、オンラインで弁護士との無料法律相談を受けることができるサービス*です。
相談料は、法テラスが負担するため、無料で相談することができます（同じ内容で3回まで）。
オンライン機器は、自治体等が用意するため、オンライン機器をお持ちでない方も相談可能です。
相談場所は、最寄りの公的施設やご自宅など、相談者のご希望に沿って決めることができます。
*令和6年1月から筑前町役場・福岡県弁護士会・法テラス福岡の連携事業として開始しました。

こんなときにご利用ください

民事・家事・行政に関する
法的トラブルを解決したい
(刑事事件以外)

【相談例】
借金、離婚、相続、労働、
損害賠償請求など

対象者

筑前町にお住まいの町民で、①～③をいずれも満たす人
①ケアマネジャー・相談員・保健師等（以下「支援者」といいます。）がついている人で、支援者が相談に同席してもよい人
②相談内容が民事・家事・行政事件である人（刑事事件ではない人）
③法テラスの民事法律扶助相談援助の資力要件を満たす人
*資力要件は、裏面でご確認ください。

申込方法

①支援者を通じて、筑前町地域包括支援センターにリモコの申込みをします。
②相談日時が決まりましたら、相談希望者は、援助申込書と確認書*を記入して支援者に渡します。
*援助申込書と確認書の書式は、支援者から受け取ってください。
③支援者は、筑前町地域包括支援センターに援助申込書と確認書を提出します。

相談当日

①支援者と一緒に相談希望場所まで待機します。
②支援者がオンライン機器を準備し、インターネットに接続します。
③支援者と一緒に、オンラインで弁護士に相談します（最大30分）。

お問合せ 筑前町地域包括支援センター（申込受付窓口）

電話番号

（筑前町HPより）

○ 支援者に対する情報提供

支援者の「自分の担当ケースに法律上の問題が含まれているのか?」、「一般的にどんな法的解決の方法があり得るのか聞いてみたい」などのニーズに答えることで、適時に生活困窮者等の法的支援を開始できるなど、被援助者にとってより良い問題解決につながる場合がある。

そこで、法テラスの常勤弁護士が、支援者に対し、「ホットライン」という、電話により情報提供を行うサービスを実施している地域もあり、この情報提供からケース会議への弁護士参加や法律相談につながることもある。

3 支援者相談ダイヤル

～福祉関係者の方へ お悩み解決のお手伝いをいたします～

行政機関の職員・福祉施設の支援員、病院関係者などが、ご自身が支援している方の法的問題に直面したときに、「予約不要で」「気軽に」「電話で」「弁護士から」情報提供を受けられる電話相談ダイヤルです。

支援者相談ダイヤル
電話番号

*支援者の方(福祉関係者等)が対象です。ご相談者本人からの電話はお受けしておりません。



（法テラス白書令和3年度版より引用）

1 地方自治体等の相談窓口との連携の例

■ 関係機関と同一建物内に入居する例

① 市町村庁舎内に入居する例（支部及び法律事務所）

事務所名	施設	連携状況
愛知地方事務所三河支部 法テラス三河法律事務所	岡崎市役所西庁舎	ふくし相談課等の市役所職員や社会福祉協議会の職員が、法的支援の必要な相談者に付き添って、地方事務所や法律事務所まで連れてきてくれる。

② 関係機関と同一建物内等に入居する例（地域事務所）

事務所名	施設 (入居する機関等)	連携状況
法テラス鯉ヶ沢 法律事務所	鯉ヶ沢町総合保険福祉センター (鯉ヶ沢社会福祉協議会が入居)	月1回程度の頻度で成年後見制度に関する検討判断会議を開催、新規支援対象者の支援方針に関する調整や、支援中の方に関する定期モニタリングを行っている。 社会福祉協議会への相談者のうち法的支援の必要な方を、法テラスに案内してもらい、迅速な相談対応を実施している。 社会福祉協議会の職員が業務に関し法的知識を必要とする場合に助言を求められ、適時回答している。
法テラス宮古島 法律事務所	沖縄県宮古合同庁舎 (消費生活センター宮古島分室等が入居)	消費生活センターへの相談者のうち法的支援の必要な方（特に破産等の債務整理の必要な方）を法テラスに案内してもらい迅速な相談対応を実施している。 消費生活センターの職員が業務に関し法的知識を必要とする場合に助言を求められ、適時回答している。
法テラス鹿角 法律事務所	鹿角市福祉保健センター (以前、鹿角社会福祉協議会が入居)	社会福祉協議会との間で月1回程度の頻度で生活困窮者自立支援調整会議を開催している。 社会福祉協議会への相談者のうち法的支援の必要な方を法テラスに案内してもらい、迅速な相談対応を実施している。
法テラス佐渡 法律事務所	佐渡中央会館 (更生保護サポートセンターが同じ建物に入居、佐渡市消費生活センター等が隣の建物に所在)	社会福祉協議会や消費生活センターの相談者で法的支援の必要な方について、法テラス佐渡を案内してもらい、予約等の連絡もサポートしてもらっている。法テラス佐渡法律事務所への相談者で社会福祉協議会や消費生活センターによる支援が適している場合には、これらの機関につないでおり、双方向の連携をとっている。

2 法テラスと関係機関との人事交流の例

■ 法テラスと関係機関の間の人事交流

法テラスでは、人事交流として常勤弁護士及び職員を関係機関に出向等（研修や退職出向を含む。）させている。東日本大震災による発災時には、被災自治体に常勤弁護士を出向等させ、復興等の業務に当たらせた。

① 常勤弁護士の人事交流先一覧（平成24年12月～令和8年6月）

人事交流先（外部研修・退職出向を含む。）		人数（累計）
法務省		
	大臣官房司法法制部	計14名
	矯正局	計2名
	保護局	計1名
厚生労働省		
	社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室	計1名
	中央労働委員会（訟務官）	計1名
地方公共団体		
	岩手県宮古市 （総務部長（法務・法制担当））併任（議会事務局主幹（部長級））	計1名
	宮城県東松島市（総務部総務課）（法務専門監）	計2名
	宮城県気仙沼市（総務部総務課）（法制主幹）	計1名
	福島県庁	計1名
	福島県相馬市（企画政策部）（参事）	計1名
	福島県浪江町（産業・賠償対策課）（主幹（法務担当））	計1名
	福島県南相馬市 （復興企画部 被災者支援・定住促進課 原子力損害対策室）（室長）	計1名
	静岡県伊豆市（総務課）	計2名
	静岡県函南町（総務課）	計1名
	静岡県伊豆の国市（総務課）	計1名
	三重県庁	計1名
	福岡県北九州市（総務企画局総務部）（法務担当課長）	計1名
その他		
	社会福祉法人南高愛隣会（長崎）	計3名
	社会福祉法人グロー（旧：滋賀県社会福祉事業団）	計3名
	社会福祉法人島根県社会福祉協議会	計1名
	原子力損害賠償紛争解決センター（第二東京事務所）（調査官）	計1名

2 法テラスと関係機関との人事交流の例

② 職員の人事交流先一覧（令和5年4月～令和8年6月）

人事交流先（外部研修・退職出向を含む。）		人数（累計）
法務省		
	大臣官房司法法制部	計4名
出入国在留管理庁		
	在留管理支援部在留支援課	計1名
消費者庁		
	参事官（公益通報・協働担当）室	計1名
デジタル庁		
	省庁業務サービスグループ	計1名